

淀川水系流域委員会 第 90 回運営会議 (2007. 10. 26 開催) 結果報告		2007. 11. 5 庶務発信
開催日時	2007 年 10 月 26 日 (金) 11:00~12:50	
場 所	メルパルク京都 4F 研修室 5	
参加者数	委員 4 名 河川管理者 3 名 一般傍聴者 2 名 記者 2 名	
<p>1. 報告の概要：庶務より前回運営会議以降の経過報告がなされた。</p> <p>2. 審議概要および決定事項</p> <p>次回委員会および今後の審議の進め方等について審議がなされた。主な意見と決定事項は以下の通り (例示)。</p> <p>①第 66 回・第 67 回委員会の進め方について</p> <p>第 66 回委員会の審議内容が以下のように決定した。</p> <p>1. 今後の委員会の進め方について</p> <p>2. 淀川水系河川整備計画原案に関する質問・回答と補足説明について</p> <p>第 67 回委員会では重点的に議論するテーマとして、①大戸川ダム②川上ダム③丹生ダムについて、それぞれ行うことが決定した。尚、議論の方法はテーマごとに委員が 2 人 1 組 (専門分野の異なる委員で構成) となり、これまでの河川管理者の説明に対する自分なりの理解を公表し、それを基に委員会での議論を深めることとし、方法や発表委員の選定等については第 66 回委員会にて諮ることが決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでの委員と河川管理者のやり取りは理解が難しい。より分かりやすい議論となるための打開策を検討したい (委員長)。 これまでの河川管理者の説明に対して委員が質問・意見を述べるという形態はどこかで区切りをつけ、これまでの各委員の質問をテーマ別に整理し、各委員が整理された質問を中心に委員会で審議したい内容について議論するというのはどうか。 <ul style="list-style-type: none"> →頂いている質問については第 66 回委員会にて、できる限り重点的に回答を出し、質問と回答にはある程度区切りをつけたいと考えている (河川管理者)。 テーマも例えば治水について利水についてというテーマ設定では範囲が広すぎる。もう少し絞ったテーマで整理しなければいけない。治水・利水・環境も含めたもので考えると個別のダムをテーマにするのがいいように思う (委員長)。 ダムという注目されるテーマをとれば委員同士の議論に発展していくのではないと思う。 ただ、ダムというテーマについて議論しても各委員がばらばらに意見や質問を言い始めると発散してしまう。例えば委員の誰かにあるテーマについて「私はこう理解している」という内容を発表してもらい、そこから議論を深めてはどうか (委員長)。 例えば治水について治水に関する専門委員から話題提供してもらって専門家の視点に立った発表をしてもらうのはどうか。 共通理解を進めるという観点から言えば専門以外の委員が発表し、専門委員からの解説を受けるというやり方のほうがいいのではないか。 例えば治水については河川工学の専門委員と専門外の委員がペアになってやってもらってはどうか。専門委員だけだと内容が難しくなりすぎる可能性がある。専門外の委員を専門委員がサポートする様な形態がいいように思う (委員長)。 <p>○各テーマごとの発表に関する事前準備について</p> <p>ペアになった委員は事前準備として河川管理者との意見交換の場を設け、担当テーマについて共通理解を深め、課題を整理することが決定した。</p> <p>事前準備は非公開ではあるが正式な委員会活動であり、ペアに選出された委員には謝金が支払われることが決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 発表の準備は専門外の委員はもちろん、専門委員にとってもなかなか難しいのではないかと。 <ul style="list-style-type: none"> →発表する委員と河川管理者が事前に意見交換する場を設け、委員の理解を補う形で河川管理者がサポートするのはどうか (河川管理者)。 委員会でいきなり議論するのは難しいからペアになった委員で話題提供をやってもらうのだが、その準備もかなり大変だと思われるから河川管理者にも少し手伝ってもらおうというイメージか。 もちろん委員と河川管理者の事前準備には庶務が間に入ってもらう形をお願いします (委員長)。 <p>②その他について</p> <p>11 月 21 日 (水) の委員会予備日は開催しないことが決定した。</p> <p>「委員及び一般からのご意見」への抗議等に関する対応方法の決定は委員長の一任とすることが決定した。</p> <p>○委員より河川管理者へ直接依頼する資料の取り扱いについて</p> <p>「委員は資料提供を直接河川管理者へ依頼した際、庶務に連絡し、庶務は 2 部提供を受け、依頼者に提供し、1 部は保存する。提供申請は記録し、委員会毎にまとめて公表」することに加え、「庶務を必ずしも通さなくても、河川管理者は臨機応変に提供することも可能とする。その場合、河川管理者は庶務へ同様の資料を提供する。」ということが決定した。</p>		

※運営会議の結果報告は、主な決定事項等の会議結果をお知らせするために庶務から発信させて頂くものです。